

事務連絡
令和2年7月17日

介護保険事業所 各位

奈良県国民健康保険団体連合会

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取り扱い」に係る審査対応について

平素は、本会事業運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについては、「介護保険最新情報 Vol.770（第2報）」（令和2年2月24日付）等において、厚生労働省から人員基準等の要件緩和措置が示されています。

しかし、この取り扱いに係る本会のシステム対応が令和2年9月審査（請求）からとなるため、通所リハビリテーション事業所から、要件緩和措置により通所リハビリテーション費の実施所要時間とリハビリテーション提供体制加算の実施所要時間が一致しない請求があった場合は、令和2年8月審査（請求）までは「返戻」となります。

つきましては、該当するサービス月分の請求については、令和2年9月以降に月遅れ請求として、請求いただきますようお願い致します。

お手数をお掛けし申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い致します。

【担当】

奈良県国民健康保険団体連合会
電算介護課 介護保険係
TEL : 0744-29-8319